平成２５年（フ）第１１７６８号
埼玉県志木市本町６丁目27―40―101
債務者　円谷　沙季
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７６９号
東京都府中市本宿町４丁目17―１―105
債務者　清瀬　紀明
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８３７号
アパートメントメディトラニアガーデン　レジデンス２　タワー　ジー　ランタイ　ドゥラパン　ユニット　ジーエヌ　タンジュン　ドゥレンラヤ　スリピマンパン　ジャカルタ　バラット、住民票上の住所東京都目黒区中根２丁目14―10―102
債務者　海老原　純
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８５３号
東京都武蔵村山市中央３丁目53―21
債務者　鳥山　悦子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８５４号
埼玉県三郷市泉59　イアリスⅠ104
債務者　平田　福実
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８８０号
東京都港区白金台３丁目16―４―1101
債務者　岩本　珠子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９１０号
東京都板橋区三園１丁目44―10　ツインハイツ西高島平Ａ202
債務者　長洲千代子（旧姓妻木）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９１１号
東京都葛飾区細田３丁目34―７―103
債務者　石垣　稔
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９２４号
東京都練馬区上石神井４―１―７　アウローラレジデンス102号室新井方、住民票上の住所埼玉県深谷市東大沼277―４
債務者　標　　昌人
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９３１号
千葉県船橋市海神２丁目２―17―203
債務者　市川　祐宏
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９３２号
神奈川県海老名市上今泉６丁目43―３
債務者　平良　仁優
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９３８号
東京都江戸川区一之江３丁目16―１　エスポワール一之江１―103
債務者　二色　宏子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９３９号
東京都足立区入谷１丁目15―17―202
債務者　千徳　敬子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９４０号
東京都台東区下谷２丁目６―11　さくら荘12
債務者　山森　利洋
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９４５号
東京都中野区野方１丁目32―１　第１石川ビル６Ｆ
債務者　吉村　絵美
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部